



# 大和市 みんなの街づくり条例 ガイドブック

## はじめに

大和市では、平成10年度に大和市みんなの街づくり条例（以下、「みんなの街づくり条例」）を制定し、市民の活動を主体とした街づくりを推進してきました。しかし、「第8次総合計画」、「大和市都市計画マスタープラン」など、条例に深く関わる計画の改定や比較的広域なエリアでの街づくりが進まないといった課題が生じました。

そこで、こうした状況に対応するため、みんなの街づくり条例の一部を改正しました。

### ■条例改正の概要

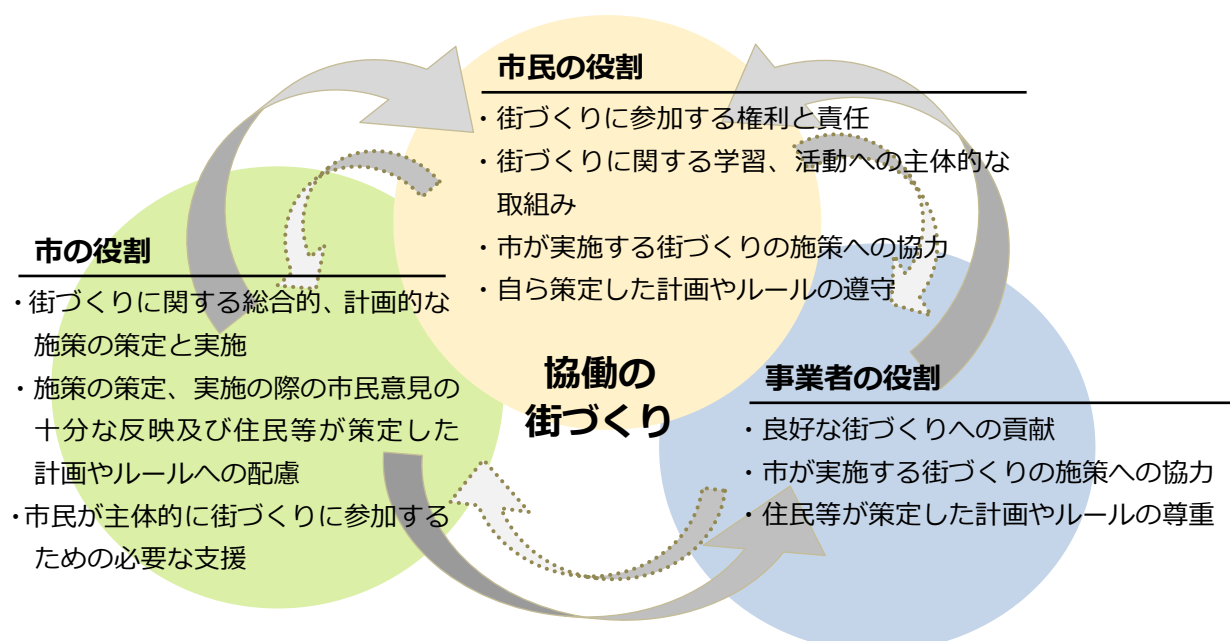
- ・市民に身近な生活の場である「地区」の段階（P.4）から計画やルールづくりに取り組むことができるようになりました。
- ・初期段階における組織を地区街づくり準備会として制度化し、初期の街づくり活動に対する支援の充実を図りました。
- ・住民等の自主的な活動を尊重するため、認定要件等を緩和し、組織化や計画、ルールを策定しやすくしました。一方、適正な街づくり活動が行われるよう、市への活動状況の報告や協議の必要性を明確にしました。

## みんなの街づくり条例とは

みんなの街づくり条例は、都市計画マスタープランに即した街づくりの実現に向けて市民、事業者、市が協働で街づくりを進めていくための街づくりの基本理念を定めるとともに市民主体による街づくりのしくみや、助成・学習・情報提供などの支援について定めています。

### ■街づくりの基本理念

街づくりは、誰もがいつまでも住み続け、活動を続けることのできる街の実現を目指して、市民・事業者・市が相互の役割を確認し、協働していくことが大切です。



## ■ 総合計画等との関係

### 大和市総合計画

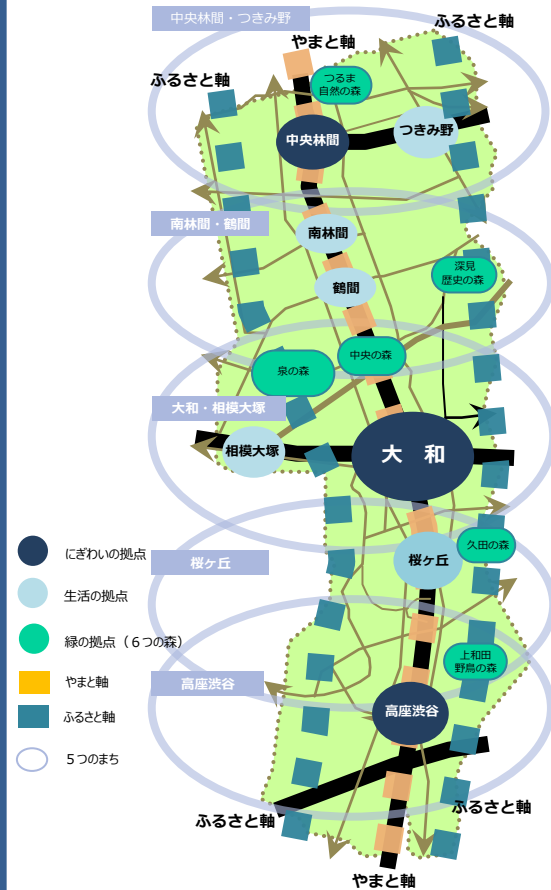
すべての行政運営を行う上での基本的、総合的な指針

その中で土地利用の方針を具体化したもの

### 大和市都市計画マスタープラン

市の都市計画に関する基本的な方針。総合計画を支える街づくり分野の計画として、概ね20年先の土地利用の方針、都市施設の整備方針などを明らかにし、都市づくりの方向性について示しています。

☆地域ごとの特性を3つの軸、5つの地域を基準として地域づくりの方針について定めています。



#### 3つの軸

##### やまと軸

様々な都市の機能が集積し、未来に光り輝き、新しい風を吹き込む都市空間

##### ふるさと軸

水と緑の美しい2つの川に沿って広がる自然空間

#### 5つの地域

中央林間・つきみ野  
林間・田園のイメージを大切に守る地域

南林間・鶴間  
みちと歴史と緑の地域

大和・相模大塚  
都市と水と緑の地域

桜ヶ丘  
緑と花と暮らしの地域

高座渋谷  
緑と坂と暮らしの地域

●●●事業

みんなの街づくり条例

○○整備計画

条例や計画は、目的ではなく、街づくりの実現を図るための手法の一つ

街づくりの実現

## 協働の街づくり

みんなの街づくり条例では、市民のみなさんが自主的に街づくりを進められるように、大和市独自のしくみを定めています。

しくみの骨格は、街づくりの基本理念（P. 2）でも述べているとおり、市民・事業者・市の協働により街づくりを進めていくことです。そのために、住民等による街づくり活動をはじめ、住民等が策定した地区街づくり計画や地区のルールに配慮、尊重するなど、それぞれの役割を明確にしています。

また、市民の街づくり活動を「初期段階」「計画・ルール策定段階」「実践段階」の3つに分類し、段階的に街づくりを進めていくことを基本としています。それぞれの段階に応じ、活動費の助成や街づくり専門家の派遣など、市から様々な支援を受けることができます。

## 計画やルールづくりによる街づくり

市街化が進んでいる大和市では、今後、今ある良好な環境を守るための「保全型の街づくり」や、街を少しずつ改善していく「修復型の街づくり」が大切となります。そのためには、地区の住民等が主体となり、地区ごとの特性や個性を活かした街づくりの計画やルールづくりが必要となってきます。

計画による街づくりとは、都市計画マスタープランの中の「地域別方針」の詳細計画として、地区レベルの土地利用の方向性や街づくりの指針を示し、街づくり活動を行っていくことです。

ルールづくりによる街づくりとは、都市計画法や建築基準法などによる全国一律の制度に加え、その地区の特性に応じた街づくりのルールを定め、具体的に土地利用（建物の建て方など）に関して誘導を行っていくことです。

### 市の役割

#### 初期段階

- ・ 情報提供
- ・ 技術支援
- ・ 専門家派遣

- ・ 情報提供
- ・ 技術支援
- ・ 専門家派遣
- ・ 活動費助成

#### 計画・ルール策定段階

- ・ 情報提供
- ・ 技術支援
- ・ 専門家派遣
- ・ 活動費助成

- ・ 協議、報告の要請
- ・ 指導、助言・関係機関協議
- ・ 推進会議への意見聴取

#### 実践段階

- ・ 情報提供
- ・ 技術支援
- ・ 都市計画マスタープランとの整合
- ・ 協働事業の実施 など

#### ★地区とは？

身近な生活の場や歴史的・文化的・地理的につながりを持つ一定の区域

#### ★住民等とは？

地区内に住所を有する者、地区内の土地・建物の所有者・占有者・利害関係人

## 協働の街づくりのしくみ

### 市民の活動

### 事業者の役割

住民による街づくりの発意

地区街づくり準備会登録

P.6

自治会等の既存の組織を活用

地区街づくり協議会認定

P.7

協議会への参加

活動目的を、「計画づくり」か「ルールづくり」から選択

地区街づくり計画認定

P.9

地区のルール策定等

P.10

計画・ルールの遵守

一方の活動パターンに移行可能

街づくりの実践活動

街づくり実践活動への参加・配慮

街づくりの実現

### ★街づくり推進会議の役割

街づくり推進会議は、街づくりに関する重要事項の調査審議を目的に設置された、市の附属機関です。都市計画、建築、街づくり、景観などの分野に関して優れた知識、経験を有する専門家や公募市民などによって構成され、主な役割は次のとおりです。

- ① 市が「地区街づくり協議会」「地区街づくり計画」「地区街づくり協定」の認定やその取消しを行う際、また協議会の提案に基づいて地区計画の案を審査する際、意見を述べます。
- ② 「地区街づくり協議会」の活動状況について意見を述べます。
- ③ 市が街づくり年次報告書を作成する際、意見を述べます。
- ④ 街づくり賞の審査を行います。

## 地区街づくり準備会

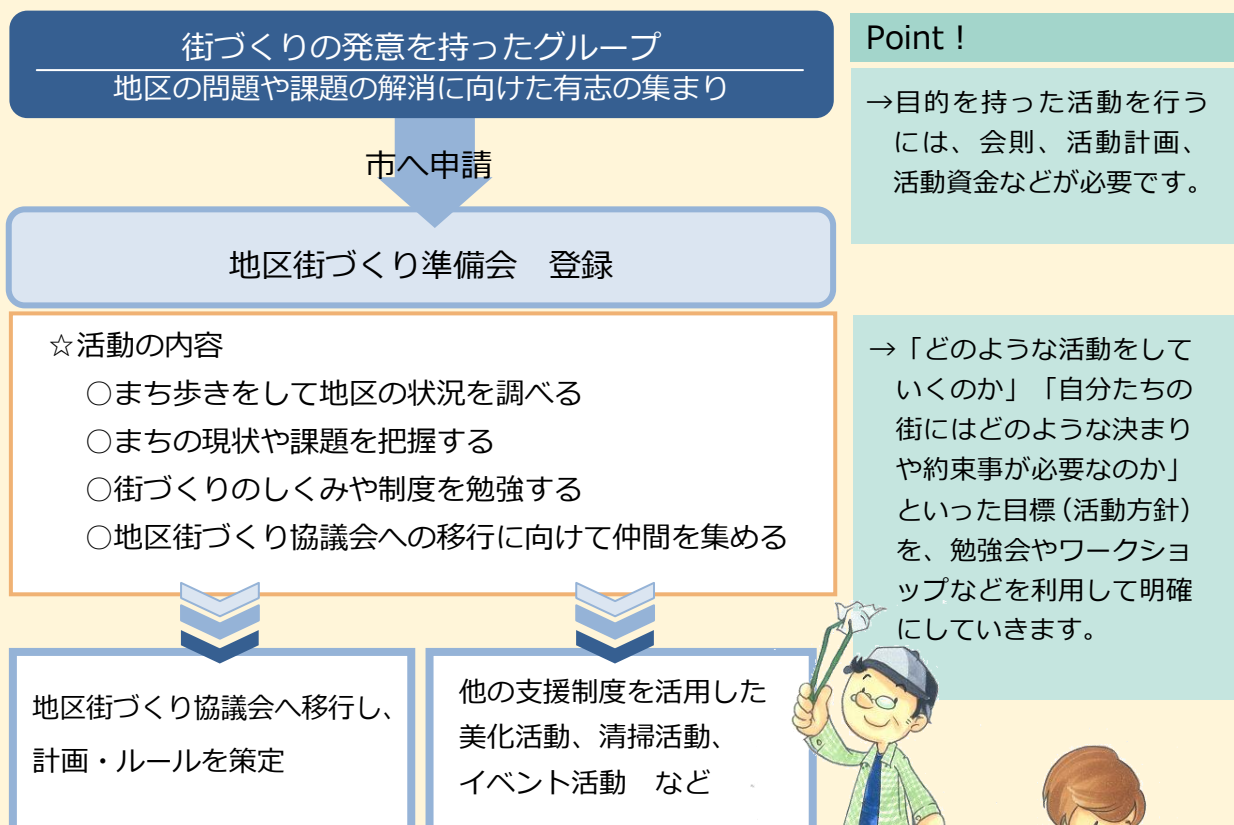
地区街づくり準備会は、「自分が住んでいるまちをもっと魅力的にしたい！」などの街づくりへの思いを持っている方々が集まって、勉強会やワークショップの実施など、地区の街づくりを進めていく上で必要となってくる知識や技術について学習したり、地区の街づくりに取り組む仲間を増やすために周辺の方々に呼びかける活動を行う組織です。

地区の街づくりに関する活動や考え方に対して賛同者が増え、より具体的な計画やルールの方策に向けて取り組むことが可能となれば、「地区街づくり協議会」へ移行することができます。また、みんなの街づくり条例とは別の支援制度等を受けて、美化活動、清掃活動、イベント活動などといった、より広範囲な活動に移行することもできます。

### ★登録要件

- ①活動内容：地区の街づくりを推進するための計画やルールづくりに関する学習や啓発活動を行うこと
- ②活動区域：活動に適切な区域が概ね設定されていること
- ③構成員：住民等の自由な参加が認められており、原則として3人以上が参加していること
- ④その他：会則を定め、営利を目的としていないこと

### ◆地区街づくり準備会 登録・活動の流れ



# 地区街づくり協議会

地区街づくり協議会は、地区の計画的な街づくりを進めていくために、具体的な街づくりの方針や計画、建物のルールについて、住民の方々と話し合い、賛同する方々を集めて策定する活動を行う組織です。

地区街づくり協議会に認定された後は、活動の指針や活動計画などをまとめた「街づくり活動方針」を提出していただき、みなさんが地区街づくり計画を策定していくのか、また、ルールづくりを行っていくのか、今後の活動の目標を明確にし、この目標達成に向けた活動を行っていきます。

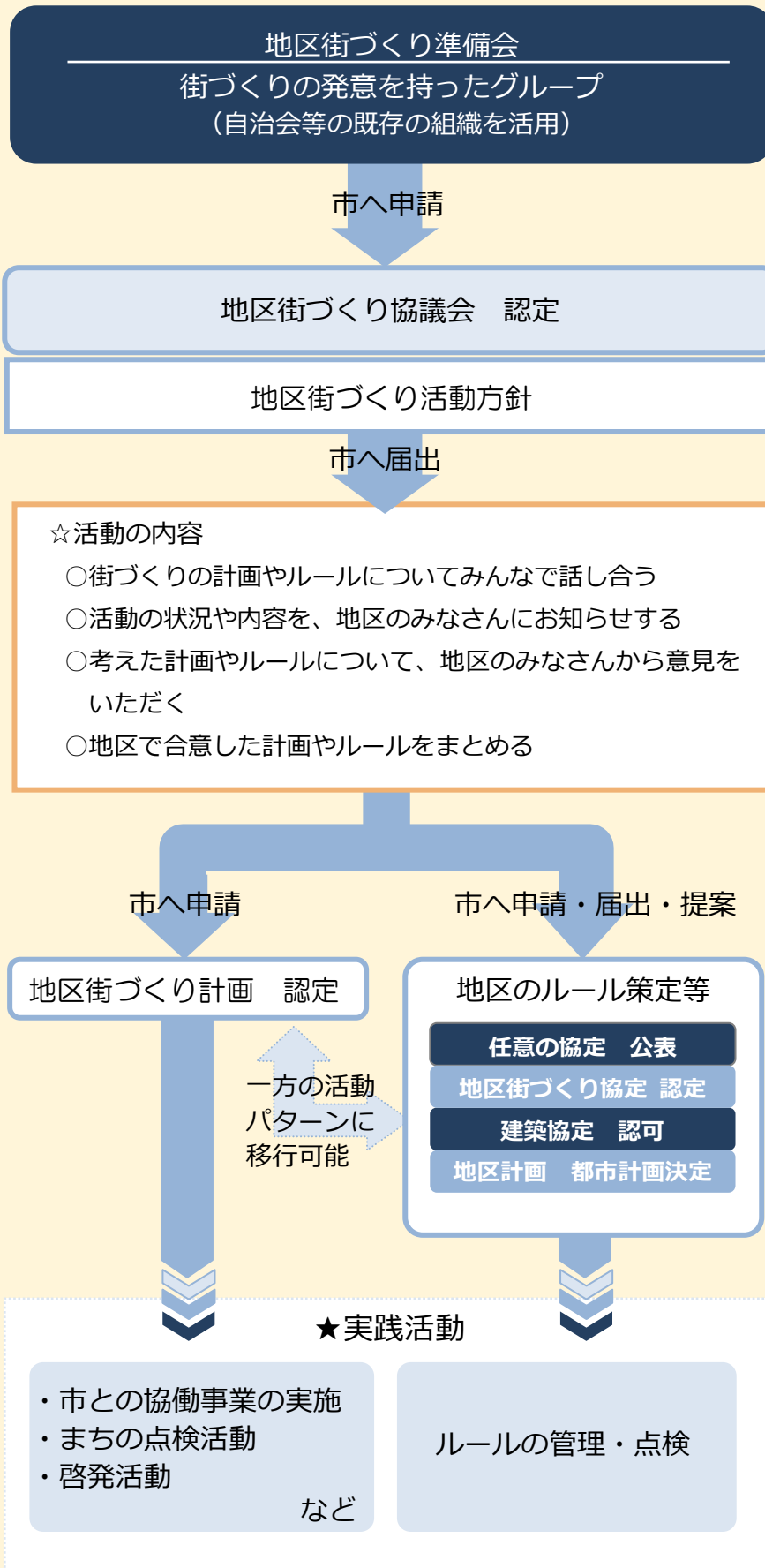
地区街づくり協議会は、地区街づくり計画やルールが策定された時点で、その役割が終わるわけではありません。策定された計画に基づいてルールづくり、市との協働事業、街の点検活動などといった実践的な活動を行ったり、また定められたルールの管理・運用を行うなど、継続的に活動していくことが大切です。

## ★認定要件

- ①活動内容：街づくりの活動方針を定め、地区の計画的な土地利用等の計画やルールづくり、それらの維持管理等に関する活動を行うこと  
また、地区の街づくりの意識向上を図る啓発活動を行うこと
- ②活動区域：原則として5,000㎡以上の連続とした一体の区域であること
- ③構 成 員：住民等の自由な参加が認められていること
- ④合意形成：住民等、関係商工業団体等への周知活動が十分に行われ、住民等の1/5以上の合意（地区の一部に偏っていないこと）を得ていること
- ⑥そ の 他：役員および会則を定め、営利を目的としないこと



## ◆地区街づくり協議会 認定・活動の流れ



### Point !

→活動を長期にわたって行うには、役員の決定、会則や活動計画、活動資金などが必要です。

→街づくり活動方針の中で「地区街づくり計画」を策定するのか、ルールづくりを行うのか、活動目標を明確にします。

→協議会の活動や方向性について、常時、市と相談や協議を行うとともに、年間の活動状況について報告を行います。また、必要に応じて街づくり推進会議に意見を求めます。

→策定された地区街づくり計画やルールは、市のホームページや窓口で市民や事業者などに周知するとともに、建物の建て替えなどを行う際は、遵守および配慮して行うよう誘導します。

→市の都市計画マスタープランなどの上位計画の見直しの際は、策定された地区街づくり計画の内容を十分に配慮して行います。



# 地区街づくり計画

地区街づくり計画とは、地区の街づくりを進めていくための指針となるもので、地区街づくり協議会が中心となって、住民自らが地区内の街づくりの目標や土地利用の方向性などについて話し合い、合意し、定めていく計画です。

計画の検討にあたっては、市と十分な調整・協議のもとに進めるとともに、街づくりに関する専門家や街づくり推進会議の意見なども参考にしながらまとめていきます。

認定された地区街づくり計画は、ホームページ等により市民や事業者に公表されるとともに、都市計画マスタープランなどの計画を見直す際、十分に配慮がされます。

## ★認定要件

- ①計画内容：都市計画マスタープランに即したものであること
- ②計画区域：地区街づくり協議会の活動区域を超えないこと
- ③住民周知：説明会、アンケート等の実施により、住民等に対する周知活動や意見収集が十分に行われていること
- ④合意形成：住民等の1/2以上の合意を得ていること

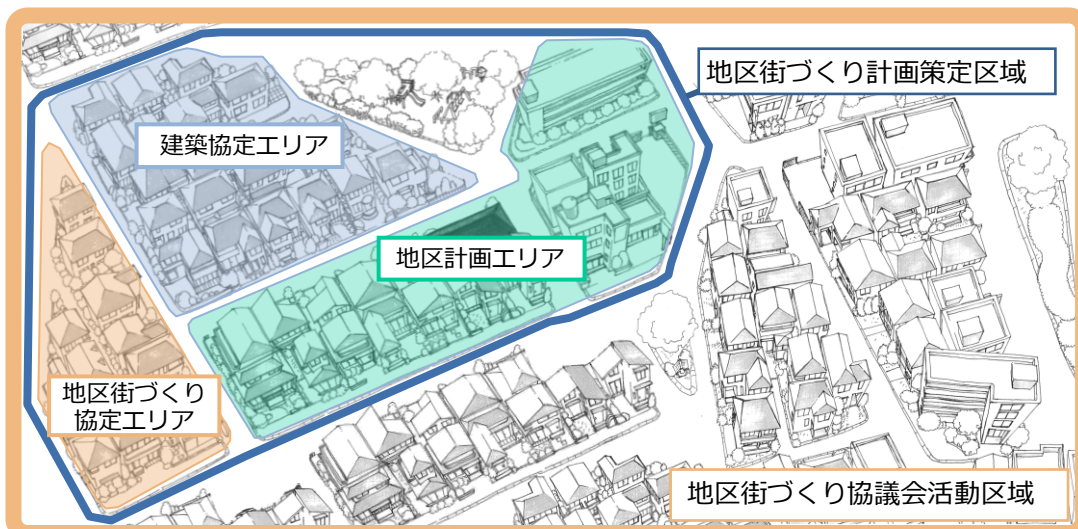
## ★定める内容

- ・地区街づくり計画に定める内容は自由ですが、ルールのような具体的な制限の内容ではなく、街づくりの目標・方針、土地利用の方向性、活動の計画などを定めます。

【例えば・・・】

- 現在の緑にあふれた良好な住環境を守り続けていきたい！
  - 古い街並みを活かした景観づくりを行っていきたい！
  - 駅前広場を中心とした来客者にやさしい商店街にしたい！
- など

## 【活動領域のイメージ図】



# ルールづくり

地区の様々な課題を解消するには、建物の建て方や土地の使い方などについて、一定の約束事を作ること（ルールづくり）が有効な手段となります。ルールづくりは、その地区のみなさんが考え、合意し、『多くの人々に認知された地区のルール』にしていくことが大切です。

ルールには、法律に基づいて定められる「地区計画」や「建築協定」と、基づかない「街づくり協定」や「任意による協定・協約」などがあり、地区のみなさんが地区の特性に見合った制度を選択し、定める内容を考えていきます。

みんなの街づくり条例では独自のしくみとして、一定の要件を満たした任意のルールとして市が認定し、事業者等への指導やPRを行う『地区街づくり協定』や、地区のみなさんが考えた地区計画の案を、都市計画に位置付けるよう市に申出ができる『地区計画の申出制度』を定めています。

	法律に基づくルール		法律に基づかないルール	
名称	地区計画	建築協定	地区街づくり協定	任意の協定・協約
決定方法	住民の意見を反映し、都市計画法に基づいて市が決定。	協定者の話し合いで決定し、建築基準法に基づいて市が認可。	協定者の話し合いで決定し、みんなの街づくり条例に基づいて市が認定。	協定者の自主的な話し合いで決定。
ルールの決定要件・制限の対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区内の全ての土地、建物等に効力が及ぶ。</li> <li>有効期間は、変更や廃止を除いて半永久的に続く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定の成立には、全員の合意が必要。</li> <li>協定に合意した人へのみ効力が及ぶ。(所有者が変わっても効力はそのまま)</li> <li>有効期限は協定者が定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定の成立には住民等の2/3以上の合意が必要。</li> <li>地区内のすべての土地、建物等に効力が及ぶ。</li> <li>有効期限は協定者が定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定・協約の成立には、一定の合意が必要。(特に決まりはない)</li> <li>原則、協定に合意した人へのみ効力が及ぶ。</li> </ul>
審査など	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物を建てる場合は市へ届出し、適合審査を受ける。</li> <li>違反者は、市による勧告と指導を受ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定者による協定運営委員会によって協議、審査する。</li> <li>違反者は、民事裁判で争われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区街づくり協議会によって協議、審査する。</li> <li>違反者に対する罰則はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議、審査の義務はない。</li> <li>違反者に対する罰則はない。</li> </ul>
定められる項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、公園の配置</li> <li>建物の用途</li> <li>敷地規模</li> <li>高さ</li> <li>壁面の位置</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の用途</li> <li>敷地規模</li> <li>高さ</li> <li>壁面の位置</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の用途</li> <li>敷地規模</li> <li>高さ</li> <li>壁面の位置</li> <li>景観</li> <li>広告物</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の用途</li> <li>敷地規模</li> <li>高さ</li> <li>壁面の位置</li> <li>景観</li> <li>広告物</li> <li>ゴミの出し方</li> <li>ペットの飼い方</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 地区街づくり協定

地区街づくり協定とは、みんなの街づくり条例に基づいて市が認定することにより効力を発する街づくりの制度で、「建築協定」と「任意の協定・協約」の中間的な位置付けになります。

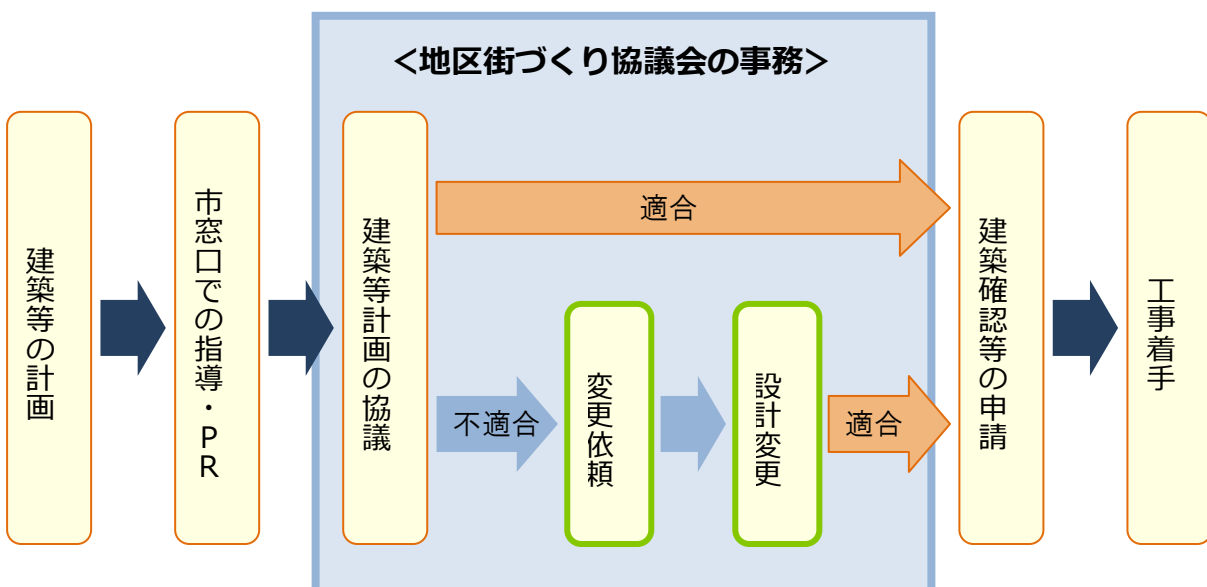
効力の点では、法律を根拠としていないため、「建築協定」ほど高くはありませんが、事業者等に対しては、市の窓口やホームページにより、地区街づくり協定の制限内容について指導・PRを徹底していきます。

一方で、「建築協定」で定められる内容が建築物等に関するものに限られていることに対し、この協定では、景観、屋外広告物、建物の利用形態など、建築物以外の広い範囲でルールを定めることが可能となります。

### ★認定要件

- ①協定内容：都市計画マスタープラン（地区街づくり計画の認定を受けている地区は、当該計画）に即したものであること
- ②協定区域：地区街づくり協議会の活動区域（地区街づくり計画の認定を受けている地区は、原則、当該計画区域）を超えないこと
- ③住民周知：説明会、アンケート等の実施により、住民等に対する周知活動や意見収集が十分に行われていること
- ④合意形成：○方針等を定める場合は、住民等の 1/2 以上の合意を得ていること（地区街づくり計画の認定を受けている地区を除く）  
○方針等に加え建築物等に関する基準等を定める場合は、住民等の 2/3 以上の合意を得ていること

### 【地区街づくり協定内の建築行為等の流れ】



## 地区計画の申出制度

地区計画等の提案制度とは、地区のルールづくりにおいて、都市計画法に基づく地区計画制度をより有効的に活用していただくことを目的としたもので、地区のみなさんが考えた地区計画等の案（住民原案）を、市の都市計画に定めるように提案することができるものです。

地区計画制度は、道路・公園の整備基準や建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、高さの最高限度などといった建物を建てる時の具体的な制限を、市が都市計画に定め、管理運用を行っていく制度です。

現在、任意の協約、地区街づくり協定、建築協定などのルールにより、地区のみなさんが自主的に運用を行っている地区で、「違反者に対してより拘束力のあるルールにしたい」「市にルールの管理・運用を行ってほしい」といった要望がある場合などに、この地区計画等の提案制度の活用が考えられます。

### ★認定要件

- ①案の内容：都市計画マスタープラン（地区街づくり計画の認定を受けている地区は、当該計画）に即したものであること
- ②案の区域：地区街づくり協議会の活動区域（地区街づくり計画の認定を受けている地区は、原則、当該計画区域）を超えないこと
- ③住民周知：説明会、アンケート等の実施により、住民等に対する周知活動や意見収集が十分に行われていること
- ④合意形成：住民等の 2/3 以上（地区街づくり計画の認定または地区街づくり協定に認定を受けている場合は 1/2 以上）の合意を得ていること



## 街づくりへの支援など

### ◆街づくり組織への助成

地区街づくり準備会、地区街づくり協議会に対し、予算の範囲内で活動経費の一部助成を行います。

- ・地区街づくり準備会：  
参加者×2,000円、かつ上限10万円  
助成期間／2年
- ・地区街づくり協議会：  
会合費、印刷費、通信費等の合計額、  
かつ上限20万円  
助成期間／3年

### ◆街づくり専門家の派遣等

市民の自主的な街づくり活動に対し、街づくり専門家の派遣等の技術的支援を行います。

- ・地区街づくり準備会：2回／年
- ・地区街づくり協議会：6回／年
- ・準備会を目指す団体：2回
- ・研究会・準備組合：18回／年（3年間）

### ◆ルール等への支援

認定等されたルールは、事業者に対し、市の窓口やホームページで、指導やPRなどを行います。

### ◆市街地開発事業への支援

市街地開発事業（土地区画整理事業や市街地再開発事業等）を行おうとする準備組合、研究会、促進団体に対し、活動経費の一部助成など必要な支援を行います。

### ◆地区施設等への支援

地区計画や地区街づくり協定によって創出された地区施設（歩道等）の整備や維持管理の経費の一部を助成することができます。

### ◆情報の提供

地区の街づくり活動に役立つよう、街づくりに関する情報を提供します。

- ・やまと街づくりメールマガジン 4回／年

### ◆学習への支援

街づくりを活動する上で必要な知識や技術を学ぶための機会を提供しています。

#### 【街づくり学校】

- ・基礎コース：街づくりを進める上での基本的な知識を学習する。
- ・専修コース：街づくり活動での課題を分野別に学習する。
- ・ゼミコース：街づくりから考えられる課題を研究的に学習する。

### ◆大和市街づくり賞

良好な街づくりに貢献した個人や団体を表彰する制度です。

#### 【活動部門】

街づくり活動に積極的に取り組んでいる団体や個人が対象

#### 【事例部門】

- ・グッドデザイン賞：  
周囲の街並みと溶け合い、快適で美しい空間を作り出している事例や街並み
- ・アクセサリ賞：  
小さな気配りや工夫によって街に彩りを与え、親しみの感じられる身近な小事例

#### 《用語解説》

- 街づくり専門家：都市計画や建設設計、住民による街づくり活動について深い知識や豊富な実務経験を有する者
- 準備組合：関係権利者の2/3以上が加入している組織
- 研究会：関係権利者の1/2以上が加入している組織
- 促進団体：事業の啓発普及活動を行う組織で特に市長が必要と認めた組織

# 大和市みんなの街づくり条例 条文

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 地区街づくり準備会（第8条・第9条）
- 第3章 地区街づくり協議会（第10条～第13条）
- 第4章 地区街づくり計画（第14条～第16条）
- 第5章 地区のルールづくり（第17条～第20条）
- 第6章 街づくりへの支援等（第21条～第26条）
- 第7章 雑則（第27条・第28条）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第18条の2の規定に基づき定めた大和市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）の実現のために、街づくりの基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、街づくりを推進するために必要となる基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による総合的かつ計画的な街づくりを推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 本市内において、身近な生活の場でのつながり又は歴史的、文化的及び地理的につながりを持つ一定の区域をいう。
- (2) 住民等 地区内に住所を有する者並びに地区内の土地又は建物の所有者、占有者及び利害関係人をいう。

### （基本理念）

第3条 街づくりは、誰もがいつまでも住み続け、活動を続けることのできる街の実現を目指して、市民、事業者及び市が相互の責任と信頼の下に、協働して行われなければならない。

### （市民の責務等）

第4条 市民は、街づくりに参加する権利と責任を有する。

- 2 市民は、街づくりに関する学習及び活動に主体的に取り組むとともに、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。
- 3 市民は、その市民活動を行うに当たっては、自ら策定した地区街づくり計画及び地区のルールを尊重するよう努めなければならない。

### （事業者の責務）

第5条 事業者は、良好な街づくりに貢献する責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する街づくりに関する施策に協力するとともに、住民等が策定した地区街づくり計画及び地区のルールを尊重するよう努めなければならない。

### （市の責務）

第6条 市は、街づくりに関し必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を十分に反映させるとともに、住民等が策定した地区街づくり計画及び地区のルールに配慮するよう努めなければならない。
- 3 市は、市民が主体的に街づくりに参加するために必要な支援を行うよう努めなければならない。

### （地区計画、建築協定等の活用）

第7条 市民、事業者及び市長は、地区の状況に応じた街づくりを推進し、並びに良好な市街地環境及び近隣社会を形成するために、相互の理解と協

力の下に、地区計画（法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画をいう。以下同じ。）、建築協定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定をいう。以下同じ。）及び第17条に規定する地区街づくり協定を活用するよう努めなければならない。

## 第2章 地区街づくり準備会

### （地区街づくり準備会の登録）

第8条 市長は、地区の街づくりを推進するため、計画やルールづくりに関する学習及び活動を目的とした住民等の団体に、次に掲げる要件を満たすものを、地区街づくり準備会（以下「準備会」という。）として登録することができる。

- (1) 活動区域がおおむね適切に設定されていること。
- (2) 住民等の自由な参加が認められていること。
- (3) 原則として3人以上の参加があること。
- (4) その他規則で定める事項

2 前項の規定による登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、準備会を登録したときは、その旨を公表するとともに、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定に基づき設置された大和市街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）に報告しなければならない。

### （地区街づくり準備会の登録の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による準備会の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 準備会から、やむを得ない理由により登録の取消しの申出があったとき。
- (3) 次条第1項の規定による認定を受けたとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定による登録の取消しを行う場合においては、前条第3項の規定を準用する。

## 第3章 地区街づくり協議会

### （地区街づくり協議会の認定）

第10条 市長は、地区の街づくりを推進するため、地区の計画的な土地利用等の計画及びルールづくり並びにそれらの維持管理等に関する活動を目的とした団体に、次に掲げる要件を満たすものを、地区街づくり協議会（以下「協議会」という。）として認定することができる。

- (1) 原則として、5,000平方メートル以上の連続した一体の区域を対象としていること。
- (2) 住民等の自由な参加が認められていること。
- (3) 協議会の設立について、住民等、関係商工業団体等への周知活動が十分に行われ、かつ、規則で定める数の住民等の合意を得ていること。
- (4) その他規則で定める事項

2 前項の規定による登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、協議会の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。

4 市長は、協議会を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

### （地区街づくり協議会の認定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による協議会の認定を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 協議会から、やむを得ない理由により認定の取消しの申出があったとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定による認定の取消しを行う場合においては、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

### （地区街づくり活動方針の届出）

第12条 協議会は、第10条第1項の規定による認定を受けたときは、その具体的な活動方針を定めた地区街づくり活動方針（以下「活動方針」という。）を、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、活動方針を受理したときは、その旨を公表するとともに、推進会議に報告しなければならない。

3 市長は、協議会に対し、活動方針の作成に当たっては、必要な指導及び助言をすることができる。

### （活動状況等の報告）

第13条 市長は、推進会議の意見を聴いて、協議会に対し、その活動状況等の報告を求めることができる。

## 第4章 地区街づくり計画

### （地区街づくり計画の認定）

第14条 市長は、協議会が地区の街づくりを推進するために、地区の計画的な土地利用等について定めた計画で、規則で定める要件を満たすものを、地区街づくり計画（以下「街づくり計画」という。）として認定することができる。

2 協議会は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 協議会は、街づくり計画の案の作成に当たっては、市長と十分に協議しなければならない。

4 市長は、協議会に対し、街づくり計画の案の作成に当たっては、必要な指導及び助言をすることができる。

5 市長は、第2項の規定による申請があった場合においては、遅滞なく、その旨を公告し、当該街づくり計画の案を、当該公告の日の翌日から起算して2週間、公衆の縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定により公告したときは、市民は、同項の縦覧満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、縦覧に供された街づくり計画の案について、市長に意見書を提出することができる。

7 市長は、街づくり計画の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。

8 市長は、街づくり計画を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

### （地区街づくり計画の変更）

第15条 協議会は、街づくり計画の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更を除くものとする。

2 前項の規定による変更を行う場合においては、前条第3項から第8項までの規定を準用する。

### （地区街づくり計画の認定の取消し）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項の規定による街づくり計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条第1項の規定により協議会の認定が取り消されたとき。
  - (2) 協議会から、やむを得ない理由により認定の取消しの申出があったとき。
  - (3) その他市長が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の規定による認定の取消しを行う場合においては、第14条第5項から第8項までの規定を準用する。

## 第5章 地区のルールづくり

(地区街づくり協定の認定)

- 第17条 市長は、協議会が締結した協定で、規則で定める要件を満たすものを、地区街づくり協定(以下「協定」という。)として認定することができる。
- 2 協議会は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 協議会は、協定の案の作成に当たっては、市長と十分に協議しなければならない。
- 4 市長は、協議会に対し、協定の案の作成に当たって、必要な指導及び助言をすることができる。
- 5 市長は、第2項の規定による申請があった場合においては、遅滞なく、その旨を公告し、当該協定の案を、当該公告の日の翌日から起算して2週間、公衆の縦覧に供しなければならない。
- 6 前項の規定により公告したときは、市民は、同項の縦覧満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、縦覧に供された協定の案について、市長に意見書を提出することができる。
- 7 市長は、協定の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 8 市長は、協定を認定したときは、その旨を公表しなければならない。
- 9 市長は、協定の管理運営に関し必要な支援を行うことができる。

(地区街づくり協定の変更)

- 第18条 協議会は、協定の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更を除くものとする。
- 2 前項の規定による変更を行う場合においては、前条第3項から第8項までの規定を準用する。

(地区街づくり協定の認定の取消し)

- 第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第17条第1項の規定による協定の認定を取り消すことができる。
- (1) 第11条第1項の規定により協議会の認定が取り消されたとき。
- (2) 協議会から、やむを得ない理由により認定の取消しの申出があったとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の規定による認定の取消しを行う場合においては、第17条第5項から第8項までの規定を準用する。

(地区計画等の住民原案の申出)

- 第20条 協議会は、規則で定めるところにより、地区計画等の住民等による原案(以下「住民原案」という。)を市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出について、規則で定める要件を満たすものは、受理しなければならない。
- 3 協議会は、第1項の規定による申出を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出をした協議会から住民原案作成に係る支援の要請があったときは、地区計画等に関する情報の提供その他必要な支援を行うことができる。
- 5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、当該届出をした協議会に対し、都市計画マスタープラン及び市の施策に即した内容となるよう、協議を求めることができる。
- 6 市長は、第2項の規定により申出を受理したときは、遅滞なく、当該申出に係る住民原案について、住民等から意見を聴き、当該住民原案の全部又は一部を、地区計画等の案として作成する必要があるかどうか審査しなければならない。
- 7 市長は、前項の規定による審査の結果、当該住民原案の内容の全部又は一部を、地区計画等の案として作成する必要があると認めるときは、大和市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和

62年大和市条例第40号)の規定に基づき、地区計画等の原案の作成を行うものとする。

## 第6章 街づくりへの支援等

(地区街づくり協議会等への助成)

- 第21条 市長は、準備会及び協議会に対し、その運営及び活動に要する経費の一部を助成することができる。

(情報の提供等)

- 第22条 市長は、準備会、協議会その他市民の自主的な街づくりに関する活動に対し、街づくりに関する情報の提供及び学習への支援を行うものとする。

(街づくり専門家の派遣等)

- 第23条 市長は、市民の自主的な街づくりに関する活動を推進するために、準備会、協議会等に対し、街づくりの専門家の派遣その他技術的支援を行うことができる。

(市街地開発事業への支援)

- 第24条 市長は、法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業を推進するために、当該市街地開発事業を行おうとする者及び団体に対し、必要な支援を行うことができる。

(地区施設等への支援)

- 第25条 市長は、地区計画、建築協定及び協定を活用した街づくりを推進するために、法第12条の5第2項に規定する地区施設等について、必要な支援を行うことができる。

(表彰)

- 第26条 市長は、良好な街づくりに貢献したと認められる街づくりに関する活動、街づくりの事例等を表彰することができる。
- 2 市長は、前項の規定により表彰するときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴くものとする。

## 第7章 雑則

(年次報告)

- 第27条 市長は、市民の街づくり活動の状況、これに対する支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(委任)

- 第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第7条(街づくり協定に関する部分に限る。)、第8条から第12条まで、第16条、第17条、第18条(地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。)、第19条(地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。)、第21条(街づくり協定に関する部分に限る。))及び第23条の規定は、平成11年4月1日から施行する。
- (大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 2 大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成19年条例第41号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第10号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の大和市みんなの街づくり条例の規定により地域街づくり協議会として認定され、又は地区街づくり推進団体として登録を受けている者で、既に地区街づくり計画等を定め、又はその手続を行っているものは、改正後の大和市みんなの街づくり条例第10条第1項の規定による協議会として認定されているものとみなす。



## 大和市みんなの街づくり条例 ガイドブック

---

大和市役所 街づくり推進課  
〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間 1-1-1  
TEL 046-260-5483 FAX 046-264-6105  
発行 平成 24 年 10 月